同法第四十一条第三項の規定によって公告する。 る同法第三十九条第一項の規定によって、農地を利用する権利を設定する裁定をしたので、 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十一条第二項において読み替えて準用す

令和五年十一月三十日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、 地番、 地目及び面積

	杂彩士	三次下ハフ囲ー15十者一
	<b>维重也</b>	三欠村小文叮一丘匕昏一
1,001	田	三次市小文町一四八番
九二二	田	三次市小文町一四七番二
四〇九	田	三次市小文町一四七番一
六八七	田	三次市小文町一三九番
地 一六九	雑種地	三次市小文町一三七番三
一、六四四	田	三次市小文町一三七番一
八〇九	田	三次市小文町一三五番一
面積(㎡)	地目	所在及び地番

## 二 農地を利用する権利の内容等

八八、〇五〇	一五年二月	令和六年二月一日	利用権
補償金の額(借賃に相当す	存続期間	始期	内容

## 三 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに広島法務局三次支局に補償金を供託する。

## 四その他

は、 行われることがある。 農地中間管理機構が農地中間管理権(利用権) 土地改良法 (昭和二十四年法律第一九五号) を十五年以上有している農用地について 第八十七条の三第一項の土地改良事業が